

笠間市告示第 370 号

令和 7 年第 3 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 7 年 8 月 22 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 令和 7 年 8 月 29 日 (金)

2 場 所 笠間市議会議場

令和7年第3回笠間市議会定例会会期日程

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 名 | 議 事 |
|-------|-----|-------|---|
| 8月29日 | 金 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕 |
| 8月30日 | 土 | 休 会 | |
| 8月31日 | 日 | 休 会 | |
| 9月 1日 | 月 | 休 会 | 議案調査 |
| 9月 2日 | 火 | 本会議 | 会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託 〔決算特別委員会〕 〔議会運営委員会〕 |
| 9月 3日 | 水 | 休 会 | 常任委員会（総務企画） |
| 9月 4日 | 木 | 休 会 | 常任委員会（教育福祉） |
| 9月 5日 | 金 | 休 会 | 常任委員会（建設産業） |
| 9月 6日 | 土 | 休 会 | |
| 9月 7日 | 日 | 休 会 | |
| 9月 8日 | 月 | 休 会 | 決算特別委員会（第1日） |
| 9月 9日 | 火 | 休 会 | 決算特別委員会（第2日） |
| 9月10日 | 水 | 休 会 | 決算特別委員会（第3日） |
| 9月11日 | 木 | 休 会 | 議事整理 |
| 9月12日 | 金 | 本会議 | 会議録署名議員の指名 一般質問 |
| 9月13日 | 土 | 休 会 | |
| 9月14日 | 日 | 休 会 | |
| 9月15日 | 月 | 休 会 | |
| 9月16日 | 火 | 本会議 | 会議録署名議員の指名 一般質問 |
| 9月17日 | 水 | 本会議 | 会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕 |

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 名 | 議 事 |
|-------|-----|-------|--|
| 9月18日 | 木 | 休 会 | 議事整理 |
| 9月19日 | 金 | 本会議 | 会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 <div style="text-align: right;">〔全員協議会〕</div> |

令和7年第3回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和7年8月29日 午前10時00分開会

出席議員

| | | |
|-----|-----|--------|
| 議長 | 22番 | 畑岡洋二君 |
| 副議長 | 9番 | 田村幸子君 |
| | 1番 | 長谷川愛子君 |
| | 2番 | 酒井正輝君 |
| | 3番 | 河原井信之君 |
| | 4番 | 鈴木宏治君 |
| | 5番 | 川村和夫君 |
| | 6番 | 坂本奈央子君 |
| | 7番 | 安見貴志君 |
| | 8番 | 内桶克之君 |
| | 10番 | 益子康子君 |
| | 11番 | 林田美代子君 |
| | 12番 | 田村泰之君 |
| | 13番 | 村上寿之君 |
| | 14番 | 石井栄君 |
| | 15番 | 飯田正憲君 |
| | 16番 | 西山猛君 |
| | 17番 | 石松俊雄君 |
| | 18番 | 大貫千尋君 |
| | 20番 | 小藺江一三君 |
| | 21番 | 石崎勝三君 |

欠席議員

19番 大関久義君

出席説明者

| | |
|-----|-------|
| 市長 | 山口伸樹君 |
| 副市長 | 近藤慶一君 |
| 教育長 | 小沼公道君 |

| | |
|----------|-------|
| 市長公室長 | 堀江正勝君 |
| 政策企画部長 | 北野高史君 |
| 総務部長 | 瀬谷昌巳君 |
| 環境推進部長 | 小里貴樹君 |
| 保健福祉部長 | 堀内信彦君 |
| こども部長 | 深澤充君 |
| 市立病院事務局長 | 鈴木昭彦君 |
| 産業経済部長 | 礪山浩行君 |
| 都市建設部長 | 田中博君 |
| 上下水道部長 | 植本純平君 |
| 教育部長 | 松本浩行君 |
| 消防長 | 谷口哲也君 |
| 会計管理者 | 鶴田宏之君 |
| 笠間支所長 | 根本薫君 |
| 岩間支所長 | 橋本祐一君 |

出席議会事務局職員

| | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 山田正巳 |
| 議会事務局次長 | 石井謙 |
| 次長補佐 | 鶴田貴子 |
| 主査 | 上馬健介 |
| 係長 | 神長利久 |

議事日程第1号

令和7年8月29日（金曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第6 認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について

- 認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第8 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第13 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）
- 日程第15 議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）
- 日程第16 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について

- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第6 認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第8 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第13 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）
- 日程第15 議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）
- 日程第16 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は12番田村泰之君、19番大関久義君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日、写真撮影の申出がありました。撮影の許可をいたしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（畑岡洋二君） ここで市長から発言を求められておりますので、許可いたします。
市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和7年第3回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、御挨拶と御報告を申し上げたいと思います。

議員各位には御多忙の中御参集をいただき、御礼を申し上げたいと思います。

初めに、地方を取り巻く情勢についてであります。

国の令和8年度予算に係る概算要求が、今月末の提出期限をもって出そろうこととなります。来年度の概算要求総額は、長期金利の上昇に伴い、利払い費を含めた国債費が過去最大の30兆円規模となるほか、高齢化の進展や医療の高度化に伴う社会保障費の増加などを反映して、一般会計予算で120兆円を超える見通しとなっております。既に来年度の予算編成方針としては、物価上昇を上回る賃金上昇の普及定着、地方創生2.0の推進などの重要課題に着実に取り組むとともに、歳出改革努力を継続し、経済、物価動向を適切に反映していくことが示されています。

現時点では、市に関連する主な要求内容といたしましては、大規模林野火災を踏まえた消防防災力の強化、行政向け生成AIの活用環境の構築、導入支援、米の需要に応じた増産を後押しするスマート農業の加速化や気候変動に対応した品種への転換支援、結婚や妊娠、出産などに対する相談や支援の推進、上下水道などのインフラの老朽化に対する更新費用の補助拡充、校内フリースクールへの支援員等の配置支援などが上げられております。

これら国の動向を踏まえながら、各分野における諸課題に対して、有効な制度の積極的

な活用とともに、施策の検討、構築を進めてまいります。

次に、市の事業の状況についてでございます。

まず、企業誘致の受皿として整備を進めている安居工業地域の状況についてでございますが、現在、幹線道路や排水路などの基盤整備につきましては全体計画の約8割について整備が完了しており、年度内の工事完了に向けて事業の推進を図っているところであります。

そのような中、同地域内に物流サービスを展開する日興運送株式会社が新たに立地することが決定をいたしました。土浦市に本社を構える同社は、今回、物流倉庫と事務所を建設するための事業用地として約2.2ヘクタールを取得し、令和8年10月の操業開始を目指すとしております。

また、茨城中央工業団地笠間地区では、建設・産業機械の組立てや、自動車などの電子部品を製造する株式会社リーデン、本社が東京であります。により建設が進められてきた製造工場が、このたび完成し、今月18日から操業を開始しております。

これにより、同工業団地内で操業している企業は11社となりました。今後も、企業立地や活動への支援をはじめ、財源の安定確保や雇用機会の創出につながるよう、企業誘致を積極的に推進してまいります。

次に、大学生等の生活支援を目的とした給付金の状況についてであります。

本事業につきましては、6月から申請を開始し、これまでに780件の申請を受けたところでございます。そのうち、約8割に当たる607件の申請について書類の確認が終了し、本日までに3万円分をチャージしたWAONカードの発送が完了しております。残りの申請につきましては、書類確認が終了次第、順次発送を進めてまいりたいと考えております。

次に、語学の向上や異文化交流を目的とした台湾への学生派遣事業についてであります。

まず、市内各高校3校の代表生徒3名を、来月8日から2週間、台湾の桃園市へ派遣し、銘伝大学での留学カリキュラムを通じて、語学の向上や国際知識、経験の習得、国境を越えた幅広い人的ネットワークの形成などにつなげてまいります。

11月には、市内の中学生12名を、4日間の日程で銘伝大学や新北市へ派遣し、地元中学生との異文化交流のほか、台湾企業への訪問による最先端技術の体験学習などを行う予定であります。

また、ゴルフを通じた国際交流として、台北市ゴルフ協会からの招待を受け、市内の小中学生11名を、来月22日から4日間、台北市へ派遣し、岩間第三小学校の姉妹校である濱江国民小学校の生徒とゴルフ交流や授業交流を行い、友好関係を深めてまいります。

次に、消防団の在り方についてであります。

昨年度から、これまで4回にわたり議論を重ねてきた消防団審議会から、今月26日に最終答申が提出をされました。

答申では、団員の確保に関する勧誘手法の導入や広報活動の強化のほか、団員家族への理解と協力、消防団活動の見える化などが重要であるとしております。消防団行事である

出初め式や置場点検、ポンプ操法大会に向けた訓練などについても、実施方法の見直しとともに改善策が提案されております。また、地域の状況や課題の変化に応じて、柔軟に対応できる体制づくりが不可欠として、計画的かつ段階的な分団の統合再編が提案をされております。

これらの答申内容を踏まえ、見直しについて着実に進めるとともに、今後も持続可能な消防団運営と地域防災力の維持、強化を図ってまいります。

次に、市役所窓口の受付時間の変更についてであります。

現在、職員の勤務時間に合わせて設定している窓口の受付時間を、この10月から始業後の15分と終業前の15分の合計30分を短縮し、8時45分から17時までに変更をいたします。

電話の受付時間につきましては、これまでと同じ8時半から17時15分までであり変更はございません。

対象となるのは、市役所本所及び両支所、上下水道部、健康医療政策課、こども政策課、こども育成支援センターであります。市立病院及び公民館、図書館、保育所など、施設自体の利用サービスを目的とする機関は対象となりません。

これまで窓口対応職員については、始業前の事前準備や終業後の事後処理が勤務時間外に及ぶ状況が常態化していることや、最も窓口対応が多い市民課において、窓口来庁者の約96%が、8時45分から17時までの時間帯に訪れている状況などを踏まえ、職員の労働環境の改善と適切な窓口サービスの提供につなげるために、今回の見直しを行うものであります。

実施に当たりましては、市民はじめ来庁者への周知徹底はもとより、電子申請によるオンライン手続やマイナンバーカードを利用するコンビニ交付サービスなど、デジタル技術を活用し、より一層の充実を図ってまいります。

次に、かさま新栗まつりの開催についてであります。

19回を迎える、かさま新栗まつりにつきましては、今年も芸術の森公園会場に10月3日から5日までの3日間の日程で開催をいたします。3日間の開催期間中に72店舗が出店を予定しており、特別出店としてかさま応援大使である岩崎シェフや内藤シェフのほか、県産の食材を使用し食文化活動を行っている常陸国ガストロノミーなどが出店を予定しております。

ステージ企画では、例年どおり、応援大使や特別大使によるライブイベントや笠間の栗アイディアレシピコンテストに、昨年導入した一般の部では、料理部門とスイーツ部門を分けて、最優秀賞を決定をする予定でございます。

また、全国モンブラン大会につきましては、京都府京丹波町に会場を移し、10月18日に開催が予定をされております。

このほか、銀座の県のアンテナショップイバラキセンスでは、笠間の栗フェアが来月19日から23日まで開催されるほか、10月には東京の駒沢公園において、県主催の茨城をたべ

よう収穫祭などが予定をされております。

本格的な収穫シーズンの到来とともに、新たに市内の生栗や焼き栗などの販売場所を紹介するパンフレットを作成し、市内への誘客と販売の促進を図っていききたいというふうに考えております。

また、渋滞対策につきましても、市のホームページやSNSなどで公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、市内5か所に臨時の無料駐車場を開設し、シャトルバスによる送迎などを併せて対応をしてまいりたいと考えております。

次に、提出議案についてであります。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、令和6年度各会計の決算認定についてが5件、人権擁護委員候補の推薦に意見を求めることについての諮問が4件、さらには笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめとする条例の制定及び改正のほか、市道路線の認定、工事請負及び動産購入契約の締結、令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）など議案が16件でございます。

提出議案のうち、令和6年度の決算についてであります。一般会計及び特別会計、企業会計を合わせた決算の総計は、歳入が615億6,470万107円で、歳出が601億899万4,254円です。前年度決算額との比較では、歳入が23億円の増、歳出が18億円の増となっております。今定例会において議会の認定にするものでありますので、御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

次に、補正予算関係の議案についてであります。

令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）をはじめ、特別会計及び企業会計合わせて8会計の補正予算案を上程するものであります。今回の補正予算では、決算に伴う国県補助金の精算のほか、子育て支援策の充実、地域産業の振興、通学路の安全確保など市政の諸課題に対し迅速に対応するため予算措置を講ずることといたしました。

歳出予算の主なものについて申し上げます。

初めに、デマンドタクシーかさまの運行事業についてであります。

現在運行中のデマンドタクシーにおいて、来年1月から、現行の乗車券利用に加えて、新たにキャッシュレス決済に対応した車載用端末を導入し、利用者の利便性向上と業務の効率化を進めてまいります。また、利用者が安全に乗降するための手すり等の安全設備を充実させ、持続可能なサービスの提供を図ってまいります。

次に、乳児等通園支援事業についてであります。

全ての子育ての家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにこだわらない形で子育て支援を強化するために創出されたこども誰でも通園制度については、令和6年度から国のモデル事業として、市立くるす保育所において実施しているところでございます。来年度から全ての自治体での本格実施やこれまでの利用状況を踏まえるとともに、利用者の

利便性を考慮し、現在のくるす保育所に加えて、新たに友部、岩間地区においても、民間事業者による提供体制を確保をしております。

次に、環境センターの設備改良検討業務委託についてであります。

環境センターの整備については、先月、既存設備等を改良し延命化を目指す方向性を示したところでありますが、安定した稼働を確保し、持続可能なごみ処理体制とするため、既存設備等の健全性に関する調査を実施するものであります。この調査により、改良工事の規模や範囲、概算事業費の歳出などの検討、精査を進めてまいります。なお、調査業務を実施するに当たり、来年度までの2か年にわたり、債務負担行為を併せて設定をいたします。

次に、畜産業推進事業についてであります。

近年の猛暑がもたらす高温等の影響により、家畜の生産性や繁殖性の低下が懸念されていることから、畜産業における暑熱対策を支援するため、機材設備等の導入や牛舎の屋根へ遮熱塗装費用などに対する補助を実施しております。

次に、通学路交通安全対策整備事業についてであります。

通学路の安全対策を目的に、令和5年度から歩道整備を進めている市道（笠）3592号線、笠間小学校南側の大和田五差路から下市毛北交差点までの620メートルの区間について、今回、国の防災、安全交付金による追加交付を受けられることになったことから事業の進捗を図っております。

次に、笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業についてであります。

稲荷神社周辺における回遊性の向上を目的として、かさま歴史交流館井筒屋の芝生広場と大石邸跡までを結ぶ遊歩道、延長約153メートルを整備するに当たり、稲荷門前通りの景観に配慮し、既存観光施設との一体化を図るため、稲田石による間知石積擁壁を先行整備するものであります。また、民間活力によるにぎわい創出に向けて、人車軌道を設置するための実績を行っております。

次に、瓦屋根耐風改修事業についてであります。

近年増加傾向にある強風や暴風災害等による住宅瓦屋根の落下、飛散等の被害防止と安全な住環境を確保するため、建築基準法で定められる基準に適合しない、耐風性能が十分でない既存住宅の瓦屋根を対象とし、新たに耐風改修に必要な費用の一部を補助するものであります。

このほか、支所や学校施設などの緊急事業や地域における道路改良の排水整備工事、ネットワーク機能更新などについて編成しているところであります。

歳入につきましては、普通交付税や繰越金の決定、防災・安全交付金などの歳出補正関連の国庫支出金、市債等を補正するものであります。これらの各種事業に係る所要の経費及びその財源を盛り込んだ今回の補正予算額は15億3,546万7,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は369億8,318万円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 12番田中泰之君が着席いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について御報告申し上げます。
本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番内桶克之君、9番田村幸子君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
今期定例会の会期等につきましては、去る8月22日議会運営委員会を開催し、御審議いただいております。
ここで、議会運営委員会から御報告願います。
委員長村上寿之君。

〔議会運営委員長 村上寿之君登壇〕

○議会運営委員長（村上寿之君） それでは、議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る8月22日に令和7年第3回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、8月29日から9月19日までの22日間といたします。

初日の8月29日は、会期の決定、請願・陳情の付託を行い、議案の上程、提案理由の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

9月1日月曜日は、議案調査のため休会といたします。

翌2日は、議案質疑を行い、各常任委員会等へ議案を付託いたします。また、令和6年度の各会計の決算審査を行うため決算特別委員会を設置し、付託いたします。

3日、4日、5日は各常任委員会を開催し、さらに週明けの8日月曜日から9日、10日の3日間で決算特別委員会を開催いたします。

11日は、議事整理のため休会といたします。

12日金曜日、翌週16日火曜日、17日水曜日の3日間で、一般質問を行います。

18日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の19日は、議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い終了といたします。

報告は以上であります。

○議長（畑岡洋二君） ここで、私の発言の訂正をさせていただきます。

12番田村泰之君が着席いたしました。間違えて、失礼いたしました。

では続きまして、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月19日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月19日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、令和6年度笠間市一般会計継続費精算報告について外6件の法令等に基づく報告事項として提出されました。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

次に、議会が閉会中の議員の派遣についてですが、笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書の規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしました。その内容は、資料のとおりであります。

請願・陳情について

○議長（畑岡洋二君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しを配信いたしております。

この件につきましては、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第2号））

○議長（畑岡洋二君） 日程第5、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第5号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和7年度笠間市一般会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 報告第5号、令和7年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について御説明を申し上げます。

これは、令和7年6月30日付で専決処分したものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、国の総合経済対策における物価高騰への対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業や参議院通常選挙に係る経費などに対し、早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,637万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354億4,771万3,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億7,167万円の増は、物価高騰支援に係る経費の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による

ものでございます。

第16款県支出金、第3項委託金、1目総務費委託金101万5,000円の増は、参議院議員通常選挙費委託金に51万4,000円、茨城県知事選挙費委託金に50万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、16目定額減税補正給付費1億4,000万円の増は、19節扶助費に令和6年度に実施した調整給付額に不足が生じるものに対しまして、不足額を給付する定額減税補正給付金を増額するものでございます。

第4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費51万4,000円の増及び3目茨城県知事選挙費50万1,000円の増は、報酬額の改定に伴い、1節報酬、投票管理者などの報酬を増額するものでございます。

10ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,138万1,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市内で利用できるおむつなどの購入券2万円分を給付する、すくすく子育て応援補助金1,300万円を主なものとして計上するものでございます。

以上で令和7年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定について

○議長（畑岡洋二君） 日程第6、認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定についてまでの提案理由を申し上げます。

これらの案件は、令和6年度の笠間市一般会計特別会計及び企業会計の決算について、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 認定第1号 令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、令和6年度笠間市歳入歳出決算書、タブレットでは、資料28番となります。

その中の67ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。この調書の数値につきましては1,000円単位で記載してございます。

1、歳入総額は367億9,761万2,000円、2、歳出総額は350億4,353万9,000円、3、歳入歳出差引残額は17億5,407万3,000円でございます。4、翌年度に繰り越すべき財源といたしましては、（1）継続費通次繰越額685万5,000円、（2）繰越明許費繰越額5億6,080万4,000円、（3）事故繰越し繰越額461万4,000円、合わせて5億7,227万3,000円でございますので、5、実質収支額は11億8,180万円でございます。

次に、歳入歳出決算書の5ページまでお戻りください。

初めに、歳入の決算額については、主なものを御説明申し上げます。

第1款市税でございます。収入済額が101億6,375万1,794円、不納欠損額が2,052万7,160円、収入未済額は3億3,955万134円でございます。

6ページを御覧ください。

第11款地方交付税は、収入済額73億653万9,000円でございます。

第15款国庫支出金は、収入済額67億6,938万7,432円で、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金や生活保護費負担金などの国庫負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、子ども・子育て支援交付金、社会資本整備総合交付金、デジタル田園都市国家構想交付金などの国庫補助金が主なものでございます。

第16款県支出金は、収入済額26億298万5,112円で、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費県負担金などの県負担金、医療福祉費補助金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金などの県補助金、県民税徴収交付金や笠間芸術の森公園管理費業務委託金などの県委託金が主なものでございます。

7ページを御覧ください。

第22款市債は、収入済額18億9,079万1,000円で、工芸の丘整備事業債、道水路等自然災害防止対策事業債、岩間消防署整備事業債、北川根小学校整備事業債などが主なものでございます。なお、予算現額と収入済額との比較差8億450万円は、笠間P AスマートI Cの整備事業などの事業繰越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出の決算額について主なものを御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

第2款総務費は、支出済額43億3,799万3,810円で、第1項総務管理費は、定額減税補足給付金事業や情報系システム機器更新事業などが主なものでございます。

第3款民生費は、支出済額136億9,677万6,242円で、第1項社会福祉費は、障害者自立支援給付金事業や介護保険特別会計への繰り出しなど、第2項の児童福祉費は、民間保育所、民間認定こども園の運営に関わる事業、児童手当事業などのものが主なものでございます。

第4款衛生費は、支出済額24億6,609万773円で、第1項保健衛生費は予防接種事業など、第2項清掃費は市内において排出されるごみの収集や運搬、処理に関わる事業などが主なものでございます。

第5款農林水産業費は、支出済額10億221万7,908円で、第1項農業費は産地生産基盤パワーアップ事業や多面的機能支払交付金事業などが主なものでございます。

第6款商工費は、支出済額10億1,616万2,869円で、第1項商工費はプレミアム商品券事業、中小企業金融支援事業など、第2項観光費はつつじ公園や北山公園などの管理事業、笠間工芸の丘整備事業などが主なものでございます。

9 ページを御覧ください。

第7款土木費は、支出済額29億5,532万8,886円で、第2項道路橋りょう費は、稲田福原線整備事業費や笠間P AスマートI C整備事業など、第4項都市計画費は、安居工業地域整備推進事業や笠間芸術の森公園管理事業などが主なものでございます。なお、土木費の翌年度繰越額15億7,412万6,000円は笠間P AスマートI C整備事業などでございます。

第8款消防費は、支出済額16億2,391万4,427円で、岩間消防署整備事業などが主なものでございます。

第9款教育費は、支出済額34億5,873万9,845円で、第1項教育総務費は通学支援事業や特別支援教育支援員配置事業など、第2項小学校費は学校施設の維持管理に係る施設管理事業をはじめ、給食管理事業のほか、北川根小学校整備事業など、第3項中学校費は友部中学校及び岩間中学校の屋内運動場空調整備事業などが主なものでございます。第5項社会教育費は公民館や図書館の管理事業などが主なものでございます。第6項保健体育費は、かさまスポーツコミッション事業をはじめ、スポーツ施設の指定管理料や施設修繕料などの体育施設管理運営事業、給食センターに関する事業などが主なものでございます。

第12款諸支出金は、支出済額8億2,921万8,172円で、市立病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計支出金でございます。

以上で令和6年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 認定第1号のうち、保健福祉部所管の各特別会計について御説明申し上げます。

引き続き、資料28番、令和6年度笠間市歳入歳出決算書を御覧願います。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

82ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は74億6,912万5,000円、歳出総額は74億2,833万4,000円、歳入歳出差引残金は4,079万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は4,079万1,000円でございます。

ページをお戻りいただきまして、72ページを御覧願います。

歳入の主なものを御説明いたします。

1款国民健康保険税、調定額16億3,117万2,374円に対しまして、収入済額13億5,387万8,487円で、収納率は現年度分が94.7%、過年度分が29.9%となっております。

次に、73ページを御覧願います。

4款県支出金、収入済額51億9,756万2,174円は県負担金及び補助金で、保険給付費等の普通交付金と保険者努力支援分や特定健診等負担金などの特別交付金でございます。

6 款繰入金、収入済額 8 億 4,659 万 8,202 円は、事務費繰入金や保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金のほか、国民健康保険財政調整基金から繰り入れたものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

77 ページを御覧願います。

2 款保険給付費、支出済額 50 億 6,473 万 1,451 円は、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費等を支出したものでございます。

次に、78 ページを御覧願います。

3 款国民健康保険事業費納付金、支出済額 21 億 2,224 万 6,666 円は、市町村ごとの医療費水準や所得水準により算出された県への納付金でございます。

次に、79 ページを御覧願います。

5 款保健事業費、支出済額 7,671 万 5,706 円は、特定健診及び特定保健指導の事業や人間ドック・脳ドックの補助、生活習慣病予防対策事業に支出したものでございます。

以上で令和 6 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算書 89 ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は 11 億 7,188 万 9,000 円、歳出総額は 11 億 7,172 万 8,000 円、歳入歳出差引残額は 16 万 1,000 円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は 16 万 1,000 円でございます。

ページをお戻りいただき、84 ページを御覧願います。

歳入の主なものを御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額 9 億 4,322 万 5,140 円に對しまして、収入済額は 9 億 3,405 万 6,400 円で、収納率は現年度分が 99.5%、過年度分が 41.4% となっております。

4 款繰入金、収入済額 2 億 3,498 万 9,373 円は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、健診事業繰入金について一般会計から収入したものでございます。

続いて、85 ページを御覧願います。

歳出の主なものを御説明いたします。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 11 億 6,911 万 73 円は、保険料及び保険基盤安定事業費負担金等の納付金でございます。

以上で令和 6 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、介護保険事業に係る会計について御説明申し上げます。

初めに、介護保険特別会計歳入歳出決算について、資料は 110 ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は 78 億 9,113 万 4,000 円、歳出総額は 76 億 4,646 万 6,000 円で、歳入歳出差引残金

は2億4,466万8,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は同額の2億4,466万8,000円でございます。

ページお戻りいただきまして、91ページを御覧願います。

歳入の主なものを御説明いたします。

1款保険料、収入済額17億2,433万2,872円は、65歳以上の第1号被保険者からの介護保険料の収入でございます。

3款国庫支出金、収入済額16億5,632万684円は、介護給付費に係る国庫負担金及び地域支援事業に係る国庫補助金などの収入でございます。

4款支払基金交付金、収入済額19億4,725万5,439円は、介護給付費及び地域支援事業に係る法定割合分の交付金について支払基金から収入したものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

92ページを御覧願います。

1款総務費、支出済額1億8,962万7,670円は、人件費や介護認定審査会、認定調査などに係る費用でございます。

2款保険給付費、支出済額69億9,977万1,719円は、各種介護サービス及び介護予防サービスなどに係る給付費でございます。

4款地域支援事業費、支出済額2億7,144万5,482円は、介護予防・生活支援サービス事業、包括的支援事業・任意事業等に係る事業費を支出したものでございます。

以上で令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、令和6年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

116ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2,162万4,000円、歳出総額は1,977万6,000円で、歳入歳出差引残金は184万8,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は184万8,000円でございます。

続いて、歳入の主なものを御説明いたします。

ページ戻りまして、112ページを御覧願います。

1款サービス収入、収入済額1,787万4,014円は、介護予防ケアプラン作成料を収入したものでございます。

次に、歳出でございます。

113ページを御覧願います。

1款総務費、支出済額901万3,302円は、介護サービス事業に係る職員2名分の人件費でございます。

2款サービス事業費、支出済額783万7,092円は、事業所へ委託した介護予防ケアプランの作成手数料を支出したものでございます。

以上で介護保険事業に係る特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 続きます、市立病院事務局長鈴木昭彦君。

〔市立病院事務局長 鈴木昭彦君登壇〕

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 認定第2号 令和6年度笠間市立病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料が替わりまして、資料番号29、令和6年度笠間市立病院事業会計決算書をお開きください。

4ページを御覧ください。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款病院事業収益の決算額9億140万8,024円。支出につきましては、第1款病院事業費用の決算額9億8,580万6,215円でございます。

次に、5ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款資本的収入の決算額8,399万1,328円。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額1億608万3,657円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が2,209万2,329円となり、これを過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、6ページを御覧ください。

左側の損益計算書でございます。金額につきましては、消費税を抜いた額となっております。

1の医業収益は8億1,619万7,141円、2の医業費用は9億2,422万6,185円で、医業損失は1億802万9,044円でございます。3の医業外収益は7,786万9,430円、4の医業外費用は5,981万1,776円であり、経常損失は8,997万1,390円でございます。5の特別利益及び6の特別損失はございませんので、当年度純損失は8,997万1,390円でございます。

前年度繰越欠損金は6,285万7,111円であることから、当年度純損失を加えまして、当年度未処理欠損金は1億5,282万8,501円でございます。

続いて、右側でございますが、欠損金計算書及び欠損金処理計算書、7ページには貸借対照表、10ページからは決算附属書類を載せてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で認定第2号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 続きます、上下水道部長植本純平君。

〔上下水道部長 植本純平君登壇〕

○上下水道部長（植本純平君） 認定第3号及び認定第4号並びに認定第5号について、御説明申し上げます。

初めに、認定第3号 令和6年度笠間市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

資料替わりまして、資料番号30番、笠間市水道事業会計決算書を御覧ください。

初めに、決算書3ページをお開きください。

決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の決算額は18億6,127万5,353円でございます。対しまして下の表になります。支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は16億2,559万8,863円でございます。

次のページ、4ページをお開きください。

2の資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入の決算額が13億5,261万1,282円でございます。対しまして下の表になります。支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は13億2,110万4,856円でございます。

なお、一番下の欄外の表記でございますが、資本的収入における前年度支出の財源に充当する令和5年度同意済企業債借入額を除く資本的支出に不足する額4億349万3,574円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次のページ、5ページをお開きください。

損益計算書でございます。こちらは、消費税抜きの価格で表示しております。

令和6年度1年間の収益と費用をまとめた経営状況を示す書類となります。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、右上の2行目、当年度純利益は1億3,636万7,270円となり、3行目の前年度繰越利益剰余金と合わせました5行目の当年度未処分利益剰余金は25億931万7,927円でございます。

次のページ、6ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で認定第3号の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料替わりまして、資料番号31番お開きください。決算書をお開きください。

初めに、3ページをお開きください。

決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の決算額は3,358万6,781円でございます。対しまして下の表になります。支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の決算額は2,600万3,939円でございます。

次のページ、4ページをお開きください。

損益計算書でございます。消費税抜きの表示額で表示しております。

1の営業収益から4の特別利益までの計算により、下から4行目、当年度純利益は649万3,142円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金を合わせました一番下の行、当年度未

処分利益剰余金は1億892万4,200円でございます。

次のページ、5ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で認定第4号の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定についてを御説明申し上げます。

資料替わりまして、資料番号32番、笠間市下水道会計決算書を御覧ください。

初めに、4ページをお開きください。

決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業収益の決算額は22億3,456万7,688円でございます。対しまして下の表になります。支出でございますが、第1款下水道事業費用の決算額は21億9,350万1,323円でございます。

次のページの5ページをお開きください。

2の資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入の決算額は17億4,587万5,463円でございます。対しまして下の表になります。支出でございますが、第1款下水道事業資本的支出の決算額は25億4,105万1,576円でございます。

なお、一番下の欄外の表記でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次のページ、6ページをお開きください。

損益計算書でございます。こちら消費税抜きの額で表示をしております。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目、当年度純損失が1,262万789円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金から差し引きました一番下の当年度未処分利益剰余金は1億4,889万5,898円でございます。

次のページ、7ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で認定第5号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時07分休憩

午前11時17分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（畑岡洋二君） 日程第7、諮問第2号から諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第2号から諮問第5号までの人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、大月英夫氏及び井坂 守氏を再度推薦し、小田野恭子氏及び橘川三喜枝氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号から諮問第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 次に、日程第8、議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

〔市長公室長 堀江正勝君登壇〕

○市長公室長（堀江正勝君） 議案第70号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

本案は、令和6年5月31日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び令和7年1月8日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、仕事と育児の両立支援を強化するために所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

まず6ページを御覧ください。

初めに、笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正では、第17条の2において、妊娠や出産の申出をした職員及び3歳未満の子を育てる職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する意向確認等を新たに規定するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

笠間市職員の育児休業等に関する条例の改正内容についてでございますが、第18条では、従来までの1日2時間までの無給休業である第1号部分休業の承認に関する規定を設けます。

また、10ページの第18条の2では、1年につき10日相当の範囲内で取得可能な無給休業である第2号部分休業の承認について規定するものでございます。

さらに、11ページの第18条の4では、第2号部分休業を取得できる時間数について、また、第18条の5では、部分休業の区分を変更する際の特別な事情についての規定を設けます。

また、12ページの第20条では、部分休業の区分を変更した場合に、変更前の部分休業の承認を取り消すことについて規定するものでございます。

最後に、5ページに戻っていただき附則でございますが、この条例は令和7年10月1日から施行するものとし、附則第2条に関しては公布の日から施行するものとしております。また、附則第2条及び第3条では今回改正する条例の経過措置について規定しており、以上で議案第70号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 続いて、日程第9、議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

〔市長公室長 堀江正勝君登壇〕

○市長公室長（堀江正勝君） 議案第71号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、これまで無料で交付していた軽自動車用住所証明書が廃止されるため、条例の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

3 ページを御覧ください。

まず、免除規定の第5条第1項第3号に記載されている軽自動車用住所証明書の項目を削除し、第4号を第3号に繰り上げるものでございます。

次に、2 ページに戻って附則でございますが、この条例は標準システムの運用開始日である令和7年12月22日から施行するものとし、その日以降は普通車の住民票と同様に有料での発行となります。

以上で議案第71号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 続いて、日程第10、議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、自治体システム標準化に伴う機能追加及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく独自利用事務の追加に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては政策企画部長から説明させます。お願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

〔政策企画部長 北野高史君登壇〕

○政策企画部長（北野高史君） 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、内容を御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の基盤となるマイナンバーについて、市民の利便性の向上及び業務効率化の観点から、住民基本台帳に登録されていないものであって、行政サービス記録の必要性があるものの情報管理、予防接種法による接種以外の任意の予防接種、就学に必要な経費の援助の三つの事務手続を連携の対象として追加するため、所要の改正をするものです。新旧対照表により御説明を申し上げます。

16ページを御覧ください。

個人番号の利用範囲を定める別表第1に、13市長又は教育委員会の項、事務の欄に、住登外者宛名番号管理機能による本市の住民基本台帳に登録されていない者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加、同じく14市長の項、事務の欄に、予防接種法による予防接種以外の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるものを追加いたします。

次に、16ページから18ページにかけては、同様に個人番号の利用範囲を定める別表第2の1、15、16、17、18、24の項の特定個人情報の欄に、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるものを追加いたします。

18ページを御覧ください。

18ページから20ページにかけては、同じく別表第2に、29市長又は教育委員会の項、30市長の項、31及び32教育委員会の項の四つの項を追加し、事務の欄に特定個人番号利用事務など必要な限度で利用する事務、特定個人情報の欄に住登外者宛名情報であって規則で定めるものなど、利用することができる情報をそれぞれ追加いたします。

20ページを御覧ください。

特定個人情報の提供できる場合を定める別表第3の2教育委員会の項の特定個人情報の欄に、住登外者宛名情報であって規則で定めるものを追加し、新たに4市長の項及び5教育委員会の項の2項を追加、事務の欄に双方ともに住登外者番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加、情報提供機関の欄にそれぞ

れの項に応じて教育委員会、市長を追加、特定個人情報の欄に双方とも住登外者宛名情報であって規則で定めるものを追加いたします。

15ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第72号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 続いて、日程第11、議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第73号 笠間市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方税法及び地方税法などの一部を改正する法律の公布に伴い、笠間市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしまして、一つ目は、固定資産税の課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例の追加に伴い、課税標準の特例割合を定めるものでございます。

二つ目は、令和8年度以後、個人の住民税について新たに所得控除を行う特定親族特別控除についてでございます。

三つ目は、加熱式たばこに係る課税標準の特例についてでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

8ページを御覧ください。

下段にあります第34条の2から10ページ下段の第36条の3の3までは、特定親族及び特定親族等特別控除を加えるものでございます。令和8年度以後、各年度の個人の住民税につきまして、所得割の納税義務者が特定親族を有する場合に、新たに所得控除を行うもの

でございます。特定親族とは、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で、前年度の合計所得が58万円から123万円までであるものでございます。

11ページを御覧ください。

下段にあります第10条の2、次ページの第18項といたしまして、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションについて、固定資産税のわがまち特例における特例割合を3分の1とする規定を追加するものでございます。対象は築20年以上の分譲マンションでございます。

13ページを御覧ください。

第16条の2の2につきましては、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を追加するものでございます。国のたばこ税における見直しに伴い、令和8年4月1日以降、加熱式たばこの重量により紙たばこ1本に換算する方法でございます。

このほか、法改正に伴いまして、引用文章や文言の整理など所要の改正を行っております。

次に、5ページまでお戻りください。

附則についてでございます。

第1条につきましては、施行期日について定めておりまして、第2条、第3条及び第4条につきましては経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第73号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 について

○議長（畑岡洋二君） 続いて、日程第12、議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

内容につきましてはこども部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

〔こども部長 深澤 充君登壇〕

○こども部長（深澤 充君） 議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明を申し上げます。

本案は、令和7年4月に児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が市の認可事業に位置づけられました。これにより、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を市が定めることとされたことに伴い、当該基準に係る必要な事項を定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

条例の構成につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で定義、第3条で目的等を定めております。第4条から次の3ページ、第5条は事業者の基準及び原則等を定めております。第6条から次の4ページ、第8条までは災害対策や児童の安全に関する事項を規定しております。第9条から6ページの第19条までは虐待防止や衛生管理など、事業運営上の規定等を定めております。

7ページを御覧ください。

第20条においては、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の区分について定めております。第21条から11ページの第24条までは、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準等を定めております。第25条及び次の12ページの第26条では、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準等を定めております。第27条では、電磁的記録について定めております。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第74号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第75号 市道路線の認定について

○議長（畑岡洋二君） 続いて、日程第13、議案第75号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第75号 市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城中央工業団地整備事業に伴う路線の認定をするものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

〔都市建設部長 田中 博君登壇〕

○都市建設部長（田中 博君） 議案第75号 市道路線の認定について御説明申し上げま

す。

今回の市道路線の認定につきましては、茨城中央工業団地整備事業に伴い、認定する路線3路線をお諮りするものでございます。

2 ページを御覧ください。

認定する路線と路線の起点、終点、延長、幅員などを記載した一覧表でございます。

3 ページを御覧ください。

認定する路線の位置図でございます。

4 ページを御覧ください。

認定する路線の詳細図でございます。赤色で表示しております整理番号①から③が認定する路線でございます。

以上で議案第75号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）

○議長（畑岡洋二君） 続いて日程第14、議案第76号 工事請負契約の締結について（橋梁修繕工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第76号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

〔都市建設部長 田中 博君登壇〕

○都市建設部長（田中 博君） 議案第76号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的でございますが、笠間市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期検査の結果、健全性判断の判定区分により修繕が必要とされた常磐自動車道をまたぐ3橋の橋りょう修繕工事でございます。

契約の内容についてでございますが、8月4日に条件付き一般競争入札を行った結果、落札者と8月21日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は3億5,948万円。

契約の相手方は、水戸市吉沢町311番地の1、株木建設株式会社茨城本店、執行役員本店長柳橋一明でございます。

以上で議案第76号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）

○議長（畑岡洋二君） 続いて、日程第15、議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第77号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては教育部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

〔教育部長 松本浩行君登壇〕

○教育部長（松本浩行君） 議案第77号 動産購入契約の締結について御説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入でございます。

動産購入の概要としましては、国の施策であるGIGAスクール構想の下、整備した児童生徒1人1台の学習用タブレット端末の更新を行うもので、購入しようとする台数は、令和8年度に小学6年生となる児童分570台と予備分28台を合わせ598台でございます。

次に、契約についてでございますが、7月28日に茨城県の共同調達に係るプロポーザルの結果に基づく業者と行った随意契約の結果に基づき仮契約を締結したところでございます。契約の金額は3,190万3,300円、うち消費税が290万300円でございます。契約の相手方は、水戸市城南の富士電機ITソリューション株式会社茨城営業所、所長平山英樹でございます。

以上で議案第77号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

-
- 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（畑岡洋二君） 続いて、日程第16、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）から議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）の8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）から議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか、特別会計4会計、企業会計3会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,546万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369億8,318万円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費でございませう。

笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業につきまして、間知石積工事に一定期間を要するため繰越明許費を設定するものでございませう。

8 ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

笠間駅北口自転車駐車場・笠間駅北口駐車場指定管理料をはじめ8件につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

9ページを御覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

1、追加は、まちづくり振興基金造成事業債をはじめ4件につきまして、事業費の計上などに伴い、新たに設定するものでございます。

10ページを御覧ください。

2、変更は、ため池護岸整備事業債をはじめ8件につきまして、事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明いたします。

13ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第11款地方交付税5億9,844万7,000円の増は、普通交付税の本年度の額の確定によるものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金4,560万7,000円の増は、昨年度、新型コロナウイルス予防接種と健康被害の因果関係が認定され支出した給付金の財源として、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を計上するものでございます。

14ページを御覧ください。

2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金2,200万円の増は、(笠)3592号線、歩道整備事業費の財源として、防災・安全交付金を増額するものでございます。

17ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9億1,625万9,000円の減及び2目減債基金繰入金2億558万4,000円の減は、地方交付税や繰越金などの確定に伴い、減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正では歳出項目全般にわたり、4月の人事異動に伴う職員の人件費に係る補正をしております。また、生活保護費など令和6年度の実績に伴う国への返納金を計上してございます。

20ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費になりますが、23ページを御覧ください。

14目基金費8億8,970万円の増は、24節積立金に合併特例債を原資としてまちづくり振興基金積立金を計上するものでございます。

26ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費になりますが、27ページを御覧ください。

2目障害者福祉費2,870万5,000円の増は、次の28ページとなります。22節償還金、利子及び割引料に、障害者自立支援給付費などの国庫返納金1,744万1,000円を主なものとして計上するものでございます。

32ページを御覧ください。

第3項生活保護費、1目生活保護総務費1億1,375万1,000円の増は、22節償還金、利子及び割引料に生活保護費国庫負担金返納金1億1,163万4,000円を主なものとして計上するものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費になりますが、次の33ページを御覧ください。

2目予備費2,146万8,000円の増は、12節委託料にHPVワクチン接種の経過措置により、予防接種委託料1,812万6,000円を増額するものでございます。

35ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費になりますが、36ページを御覧ください。6目農地費292万8,000円の増は、次の37ページを御覧ください。14節工事請負費に、ため池整備工事費189万2,000円を主なものとして増額するものでございます。

第6款商工費、第1項商工費、38ページを御覧ください。2目商工振興費517万6,000円の増は、14節工事請負費に友部駅前地区における防犯街路灯設置工事費286万円を主なものとして計上するものでございます。

39ページを御覧ください。

第7款土木費になります。次の40ページを御覧ください。

第2項道路橋りょう費、2目道路維持費4,089万円の増は、14節工事請負費に道水路維持補修整備工事費3,651万円を主なものとして増額するものでございます。

43ページを御覧ください。

第8款消防費、第1項消防費、4目災害対策費426万6,000円の増は、14節工事請負費に、Jアラート受信機の更新などを行う施設整備費工事費589万5,000円を主なものとして増額するものでございます。

44ページを御覧ください。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費873万6,000円の増は、14節工事請負費に職員室などのエアコンを更新する空調設備設置工事を増額するものでございます。

46ページを御覧ください。

第6項保健体育費、次の47ページを御覧ください。3目給食センター費3,536万7,000円の増は、10節需用費、次の48ページを御覧ください。食材価格が高騰する状況下において、保護者への負担増を伴うことなく、引き続き栄養価を満たす給食を提供するために、賄材料費2,724万5,000円の増額が主なものでございます。

以上で令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 続いて、保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ780万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億6,119万1,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目子ども・子育て支援事業費補助金154万円の増額は、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修に対する補助金でございます。

次に、6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金3,835万6,000円の減額は、前年度繰越金確定に伴い、財政調整基金の繰入金を補正するものでございます。

次に、7 ページを御覧願います。

7 款1 項1 目繰越金4,078万9,000円は、前年度からの繰越金でございます。

続いて、歳出でございます。

8 ページを御覧願います。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費154万円の増額は、子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費でございます。

次に、4 款保健事業費、1 項1 目特定健康診査等事業費348万3,000円の減額は、特定健康診査受診勧奨委託料の確定等に伴い補正するものでございます。

続いて、9 ページを御覧願います。

2 項保健事業費、2 目生活習慣病予防対策事業279万9,000円の減額は、主に生活習慣病予防対策事業の委託料確定に伴い補正するものでございます。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金243万3,000円の増額は、前年度実績に伴う国への返納金でございます。

以上で議案第79号の説明を終わります。

続きまして、議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,425万7,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

6 ページを御覧願います。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料109万7,000円は、保険料率の見直しに伴い、特別徴収による保険料収入を補正するものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金125万7,000円の増額は、令和6年度広域連合納付金の精算に伴うものでございます。

以上で議案第80号の説明を終わります。

続きまして、議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,824万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億4,024万円とするものでございます。

内容等につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものでございます。

6 ページを御覧願います。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金205万1,000円から5 款県支出金、2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金100万1,000円までの各項目における増額は、令和6年度の精算によるものでございます。

次に、7 ページを御覧願います。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金2億4,466万7,000円の増額につきましても、令和6年度の精算によるものでございます。

続いて、歳出の主なものでございます。

9 ページを御覧願います。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金6,850万9,000円の増額は、令和6年度の精算によるものでございます。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金1億2,179万6,000円の増額は、令和6年度の精算に伴う介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担金、県負担金等の返還金でございます。

次に、4 項繰出金、1 目一般会計繰出金6,059万円の増額は、令和6年度の介護給付費、地域支援事業費、事務費等の精算に伴うものでございます。

以上で議案第81号の説明を終わります。

続きまして、議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1

号)について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ168万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,968万7,000円とするものでございます。

内容の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6 ページを御覧願います。

4 款繰越金、1 項繰越金184万7,000円につきましては、令和6年度の精算に伴う繰越金を収入するものでございます。

続いて、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

2 款サービス事業費、1 項介護予防サービス事業費、1 目介護予防サービス計画事業費87万6,000円の増額は、居宅介護支援事業所に委託する予防ケアプラン作成に係る費用について補正するものでございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○議長(畑岡洋二君) このまま続けさせていただきたいと思えます。

続いて、市立病院事務局長鈴木昭彦君。

[市立病院事務局長 鈴木昭彦君登壇]

○市立病院事務局長(鈴木昭彦君) 議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

収入ですが、第1款病院事業収益に189万3,000円を追加し、総額を9億1,320万3,000円に、支出の第1款病院事業費用から97万2,000円を減額し、総額を10億5,455万1,000円とするものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございます。

収入ですが、第1款資本的収入に73万2,000円を追加し、総額を3,287万7,000円に、支出の第1款資本的支出に146万3,000円を追加し、総額を5,775万1,000円とするものでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第5条は、他会計からの補助金でございます。

第6条の債務負担行為は、給食業務委託と臨床検査業務委託について契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、収入及び支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書で御説明

いたします。

13ページを御覧ください。

収益的収入でございます。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益、6目国・県補助金の189万3,000円の増は、医療機関等物価高騰対策支援金と生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金の増でございます。

14ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費271万4,000円の減は、職員の人事異動等に伴う人件費等の減額でございます。

3目経費174万2,000円の増は、放送受信料ほかの賃借料などでございます。

15ページを御覧ください。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入、第2項出資金、1目出資金の73万2,000円の増は、訪問看護ステーションにリモートワーク環境を構築するためノートパソコン購入に係る機械備品購入費分の一般会計出資金でございます。

次に、資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目資産購入費146万3,000円の増ですが、収入で御説明の機械備品購入費でございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 18番大貫千尋君が退席いたしました。

続いて、上下水道部長植本純平君。

〔上下水道部長 植本純平君登壇〕

○上下水道部長（植本純平君） 議案第84号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益を12万円増額し、水道事業収益の計を18億4,707万8,000円とするものがございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を417万7,000円増額し、また、第2項営業外費用154万2,000円減額し、水道事業費用の計を18億1,802万1,000円とするものがございます。

第3条は、資本的支出の予定額を補正するもので、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を81万4,000円増額、第2項企業債償還金を452万5,000円減額し、資本的支出の計を12億4,546万9,000円とするものがございます。

2ページをお開きください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

第5条は、他会計からの補助金の額の補正でございます。

第6条は、債務負担行為ですが、債務負担行為を予算第11条として定めるもので、その内容は、令和4年4月1日から5年契約で委託している水道事業等包括業務委託において、近年の賃金上昇に鑑み、令和8年度分の労務費の増額要望に対応するため、債務負担行為をすることができる限度額を定めるものでございます。

それでは今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに収入でございますが、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金12万円の増額は、本年4月の人事異動に伴う児童手当補助金の増額でございます。

14ページをお開きください。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目業務費160万3,000円の増額は、水道事業等包括業務委託の労務費上昇に伴う増額でございます。

第5目総係費257万4,000円の増額は、本年4月の人事異動に伴う職員人件費等の増額でございます。

第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費154万2,000円の減額は、利息確定に伴い、企業債利息を減額するものでございます。

15ページをお開きください。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目事務費81万4,000円の増額は、本年4月の人事異動に伴う職員人件費の増額でございます。

第2項企業債償還金、第1目企業債償還金452万5,000円の減額は、借入額の確定に伴う企業債利息の減額するものでございます。

以上で議案第84号の説明を終わります。

続きまして、議案第85号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業ですが、汚水管路建設事業を660万円増額し、その計を1億3,496万6,000円に、処理場建設事業を1,337万7,000円増額し、その計を1億3,654万1,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款下水道事業収

益、第1項営業収益を187万9,000円減額、第2項営業外収益を1,747万1,000円減額し、下水道事業収益の計を23億7,942万8,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を2,908万7,000円減額、第4項予備費を973万7,000円増額し、下水道事業費用の計を23億7,942万8,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

2ページをお開きください。

収入の第1款資本的収入、第1項企業債を3,650万円増額、第2項一般会計出資金を22万8,000円減額し、資本的収入の計を9億8,894万3,000円に、また、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,997万7,000円増額し、資本的支出の計を17億31万6,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

それでは今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益の主なものといたしまして、第2項営業外収益、第3目一般会計補助金1,469万6,000円の減額は、一般会計からの補助金額の算定見直しによるものでございます。

14ページをお開きください。

支出でございますが、第1款下水道事業費用の主なものといたしまして、第1項営業費用、第1目污水管路費1,896万4,000円の減額は、管路施設修繕工事について工事内容を精査したことによる減額でございます。

第3目処理場費675万8,000円の減額は、第9節委託料としてウォーターPPP導入可能性調査業務委託において事業費が確定したことによる減額、第11節修繕費として浄化センターともべ及び浄化センターいわまの下水道処理施設修繕工事による増額でございます。

16ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入につきまして、第1項企業債、第1目下水道事業債380万円の増額及び第2目資本費平準化債3,270万円の増額は、下水道事業債、資本費平準化債の借入れによるものでございます。

17ページをお開きください。

次に支出ですが、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、第1目污水管路建設費660万円の増額は、第1節委託料として、下水道マンホール内の硫化水素濃度を測定

するための業務委託によるものでございます。

第2目処理場建設費1,337万7,000円の増額は、第7節委託料として、旭町地内の浸水想定区域図作成業務委託、第11節工事請負費として、浄化センターいわまの落雷被害による電気設備交換工事によるものでございます。

以上、議案第85号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月2日午前10時に開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後零時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 内 桶 克 之

署 名 議 員 田 村 幸 子